

行政代執行の実施結果について

中野区若宮二丁目の区道上を商品、返却引取り品、廃棄物等で占拠し、道路を長期に不正使用していた事案について、行政代執行を実施したので報告する。

1. 代執行の経緯

これまで、道路課と警視庁野方警察署の職員が道路法第43条「道路に関する禁止行為」に違反している旨を、再三にわたり原因者に対し口頭及び文書で指導を行ってきたが改善されなかった。

そのため、「中野区道路監察事務処理要綱」に基づき、平成30年7月5日に改善指示書、同年8月10日に改善警告書により指導を行ったが改善されなかったため、同法に基づき、道路管理者の監督処分として、同年11月27日に道路を原状に回復する命令を行った。

しかし、原因者が当該命令にも従わないため、行政代執行法に基づき、区が代執行を実施したものである。

2. 道路占拠場所

中野区若宮二丁目57番先区道上

3. 代執行日

平成31年3月26日（火）

開始時刻 13時30分

終了時刻 16時30分

4. 職員等執行体制

- ・中野区職員 9名
- ・野方警察署員 8名
- ・委託業者 8名
- 合計 25名

5. 除却物件

酒類及び空き瓶、飲料水及び空き缶、左記各期限切れ商品及び引取り品、菓子類、食品、その他ごみ等 合計約60点

6. 代執行費用

172,800円 (撤去及び運搬経費)

7. 除却物件保管場所

上高田運動施設 (地下・資材保管場所)

8. 除却物件保管期限

- ・令和元年6月26日(水)
- ・なお、除却物件は、令和元年6月25日(火)に原因者による引き取りが行われた。